

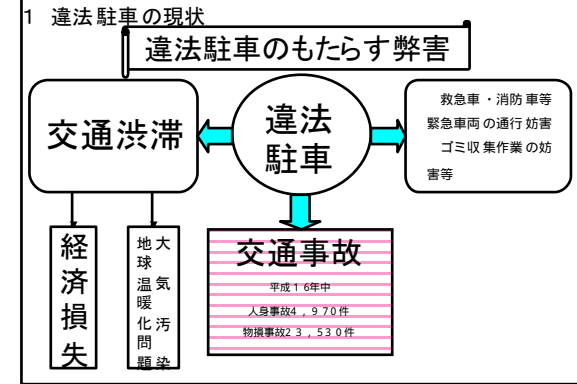
確認事務等の民間委託に関する業務説明会



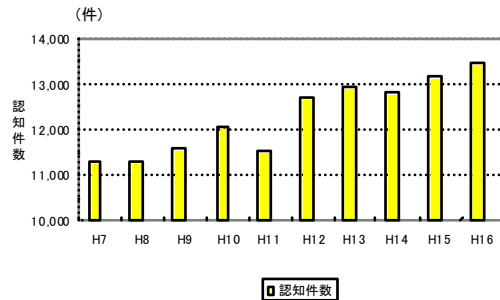
高知県警察本部交通部交通指導課
平成17年5月28日(土)

目次

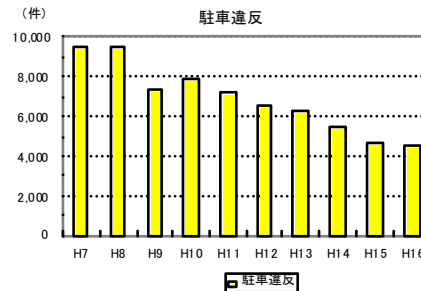
- 1 違法駐車の現状
 - ・ 使用者責任の拡充
 - ・ 確認事務等の民間委託
- 2 新制度の概要
- 3 民間委託の運用の流れ



刑法犯の認知件数の推移

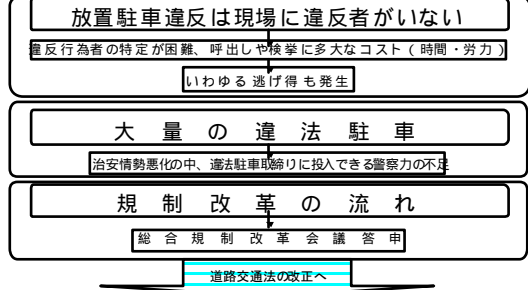


駐車違反取締り件数の推移



2 新制度の概要

現行制度の問題点等



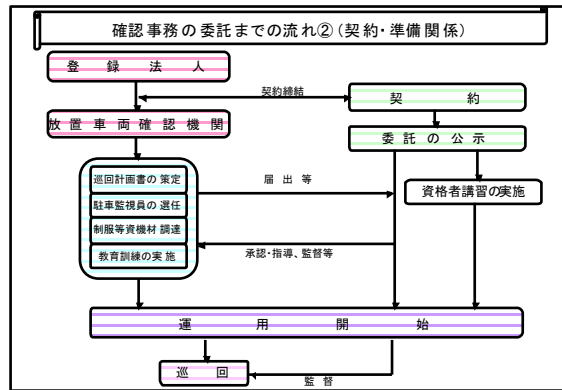
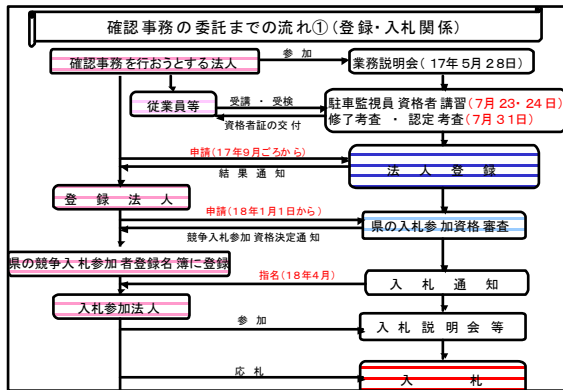
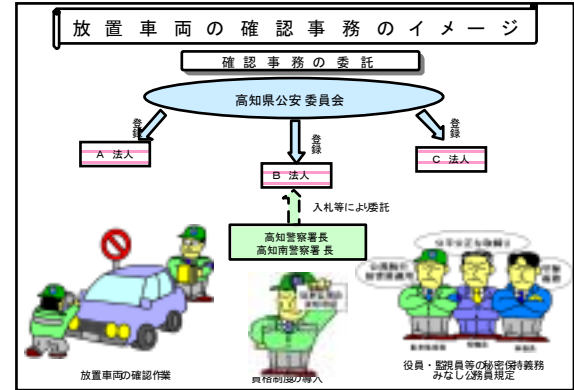
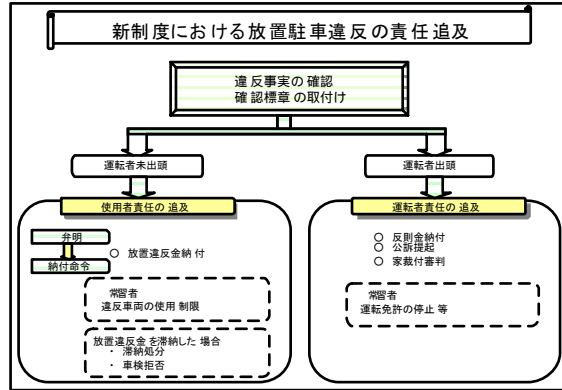
新制度の要点

放置駐車に係る使用者責任の拡充 (法第51条の4～第51条の7)

運転者責任の追及ができない場合に車両の使用者に放置違反金の納付を命令
 放置違反金を滞納しているものには車検拒否
 常習違反には車両の使用制限

放置駐車違反取締り関係事務の民間委託 (法第51条の9～第51条の15)

放置違法駐車車両(放置車両)の確認と確認標章の取付けに関する事務(確認事務)を公安委員会の登録を受けた法人に委託可能
 現場において放置車両の確認等に従事する者については資格制度(駐車監視員)
 その他の関係事務も民間法人に委託可能



確認事務の仕様(例)

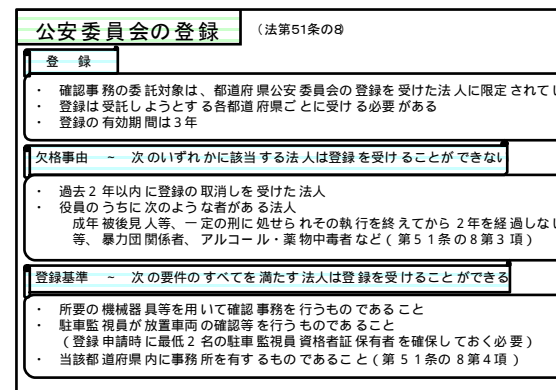
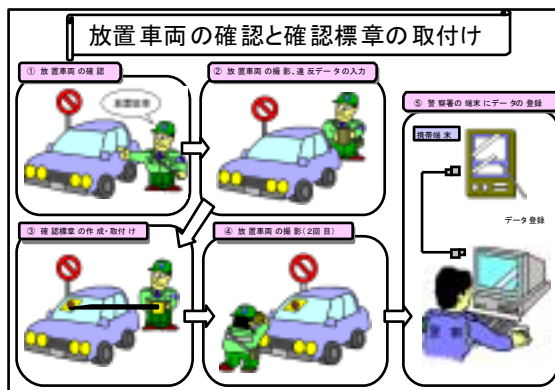
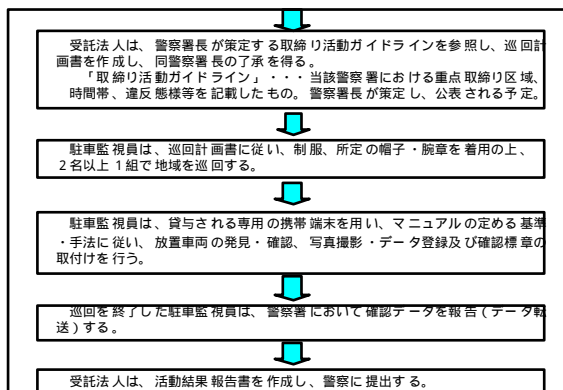
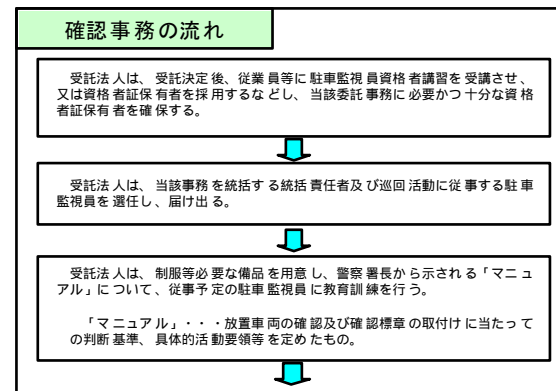
契約期間 単年度(18年度は10ヶ月)

実施場所 高知・高知南警察署の管轄区域(高知市内に限定)

予定数量

- 委託事務量は、確認標章取付け件数ではなく、原則として、ユニットという駐車監視員の活動単位による活動時間の総量に従い定められる。
- 具体的活動日程等は巡回計画書を事前に作成して決定。(活動時間は、1日8時間、週40時間、年間250日)
- ※ 駐車監視員は、2名以上一組のユニット単位で地域を巡回。

必要人員	<p>統括責任者～ 受託法人を代表し、警察との連絡を行い、業務を統括管理する者</p> <p>駐車監視員～ 駐車監視員資格証を有する者で、警察署長が示すマニュアルについて一定時間以上の研修を受けたもの。 (2名以上一組で活動。)</p> <p>※ このほか、健康状態、年齢上服等の条件が付されることもある。</p>
費用負担	<p>放置車両の確認等に当たって必要となる専用の携帯端末、所定の帽子、腕章は警察より貸与。駐車監視員の制服その他必要となる備品等は受託法人において用意(予定)</p> <p>※ 駐車監視員の制服については、色、型、縫製法等を記載した仕様を提示。</p>
委託費の計算	委託費は、いわゆる出来高制ではない。
事務内容	後述



登録を受けようとする法人は、登録申請書に所要の添付書類を添えて公安委員会に申請

- ・ 定款、登記簿の謄本等
- ・ 役員名簿
- ・ 各役員について、
 - ・ 戸籍謄本（又は抄本）
 - ・ 成年被後見人等とする記録がない旨の登記事項証明書
 - ・ アルコール中毒等ではない旨の診断書 等
- ・ 法人が欠格要件に該当しないことに関する誓約書
- ・ 登録基準に適合することに関する説明書
 - ・ 所要の機械器具等を整備することに関する誓約書
 - ・ **2名以上の駐車監視員資格者の写し**
 - ・ 当該都道府県内の事務所に係る不動産登記簿謄本、賃貸借契約書（確認事務の委託の手続等に関する規則第2条）

登録手数料

23,000円（標準額）

なお、・・・登録を受けたからといって、必ず受託できるとは限らない。別途入札参加資格が定められた場合には、これを満たす必要がある場合がある。

競争入札参加資格者名簿への登録

登録

- ・ 県が発注するサービスの契約に係る競争入札に参加するには、**競争入札資格者登録名簿**に登録が必要
- ・ 登録は、希望する営業種目（18年1月以降は、**放置車両確認事務等**という種目を追加予定）を選択し申請。

資格審査を申請できない者

- ・ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産者で復権を得ない者
- ・ 営業に關し法令上必要な要件を備えていない者
- ・ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ・ 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- ・ 審査基準日（申請月の前月の初日とする。）の前日までに納期限の到来した都道府県税を滞納している者（ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。）
- ・ 消費税及び地方消費税を滞納している者（ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。）
- ・ 審査基準日の前日までの営業実績が1年未満の者

資格審査申請に必要な提出書類

- ・ 競争入札参加資格審査申請書
- ・ 営業概要書
- ・ 営業種目一覧表
- ・ 登録事項証明書
- ・ 印鑑証明書
- ・ 都道府県税すべてに係る納税証明書
- ・ 地方税及び地方消費税の納税証明書
- ・ 財務諸表
- ・ **公安委員会の登録通知書の写し** 等

なお、・・・**競争入札参加者登録名簿に登録されると、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格が得られますが、必ずしもすべての方が指名されとは限りません。**

駐車監視員資格者証


駐車監視員資格者証

- ・ 駐車監視員として、街頭における放置車両の確認作業に従事できるのは、駐車監視員資格者証を有する者に限定されている。
- ・ 登録とは異なり、駐車監視員資格者証は、全国で有効。有効期限もない。

取得の方法

```

    graph TD
      A[講習の受講] --> B[修了考査に合格]
      C[認定申請] --> D[認定考査に合格]
      B --> E[交付申請]
      D --> E
      E --> F[駐車監視員資格者証の交付]
  
```



駐車監視員資格者講習

駐車監視員資格者講習は、放置車両の確認と標準の取付けを正確に行う上で必要な知識等について実施。

14時間の講義～2日間

- ・ 駐車問題、駐車対策や交通警察の概要
- ・ 違法駐車取締りや民間委託の仕組み
- ・ 道路や車両に関する基礎知識・車両の種類と見分け方など
- ・ 駐車に関する交通規制・違法駐車とは何か、どのような場合に違法駐車となるのかなど
- ・ 放置車両の確認等の実施要領・・・どのような場合にどのような方法で確認するのかなど

1時間の修了考査

- ・ 正誤式の試験（運転免許筆記試験のようなもの）、講義の約1週間後に実施
- ・ 修了考査に合格すると、講習修了証明書を交付（認定考査も、修了考査と基本的に同一）

受講申込方法

- ・ 講習実施日の1月以上前に講習の日時・場所等を公示
- ・ 受講希望者は、受講申込書を提出して申込み

駐車監視員資格者証の交付（法第51条の13）

格事由 - 次のいずれかに該当する者は駐車監視員資格者証の交付を受けることができない

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人等、一定の刑に処せられその執行を終えてから2年を経過しない者等、暴力団関係者、アルコール・薬物中毒者など
- ・ 過去に2年以内に駐車監視員資格者証の返納命令を受けたことがある者

交付要件 - 次のいずれかに該当する者でなければ駐車監視員資格者証の交付を受けることができない

- ・ 駐車監視員資格者講習を受講し、修了考査（試験）に合格した者
- ・ 警察官等として一定の経歴を有する者で、認定考査（試験）に合格したもの

駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、交付申請書に所要の添付書類を添えて公安委員会に申請

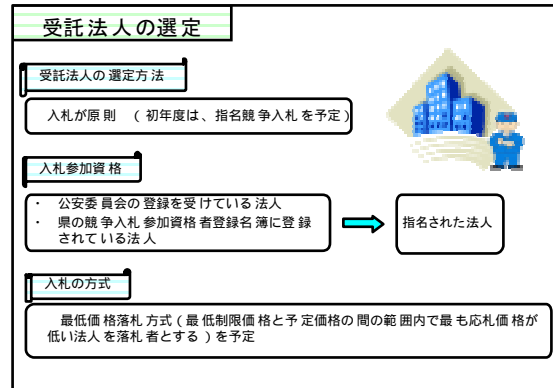
- ・ 修了証明書又は認定書
- ・ 戸籍謄本（又は抄本）、成年被後見人等とする記録がない旨の登記事項証明書、アルコール中毒等ではない旨の診断書等
- ・ 欠格要件に該当しないことに関する誓約書
- ・ 写真2枚（申請書、資格者証）

各手数料(標準額)

駐車監視員資格者講習手数料・・・19,000円
 認定手数料・・・・・・・・・・4,500円
 駐車監視員資格者証交付手数料・・・9,900円

(表) 駐車監視員資格者証 (裏)

第○○○○○○○○号 駐車監視員資格者証 氏名 駐車太郎 生年月日 昭和○○年○○月○○日 上記の者は、道路交通法第1条の2第3項の駐車監視員としての資格を有する者であることを証明する。 平成○○年○○月○○日 ○○県公安委員会	写真 押出し スタンプ	注意事項 1 駐車監視員として放置車両の確認等を行うときは、この駐車監視員資格者証を携帯し、警備官等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 2 この駐車監視員資格者証の記載事項に変更があったときは、この資格者証の交付を受けた公安委員会に提出して、その書換えを受けること。 3 この駐車監視員資格者証を失ったときは、この資格者証の交付を受けた公安委員会に申請して再交付を受けることができる。
--	-------------------	--



放置車両確認機関 (法第51条の12)

入札等を経て、警察から確認事務の委託を受けた法人は、「放置車両確認機関」となる。

放置車両確認機関は、公正に確認事務を行わなければならない。

放置車両確認機関は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に現場における放置車両の確認等を行わせてはならない。

放置車両確認機関は、駐車監視員に記章・制服を着用させなければならない。

放置車両確認機関の役員(過去に放置車両確認機関の役員であった者を含む。)は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(違反した場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

確認事務に従事する放置車両確認機関の役員(駐車監視員等)は、みなし公務員
 確認事務に関して賄賂を受け取った場合には収賄罪として処罰(5年以下の懲役)、確認事務実施中に暴行等を受けた場合には相手方に公務執行妨害罪が成立

放置車両確認機関の監督

事務日報や月間報告書等に基づき、適切に巡回等を行っているかチェック

必要に応じ巡回現場に赴き事務の遂行ぶりをチェック

上記の日常的な監督等を通じて、放置車両確認機関の仕事ぶりを評価し、事務遂行が不良であった放置車両確認機関については、次回入札の参加停止等の不利益措置をとる場合があり得る。

終

高知県警察本部 交通部 交通指導課